

○研究活動における不正行為等への対応に関する規則

(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 12 号)

改正 平成 27 年 9 月 30 日平成 27 年規則第 227 号 平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 69 号
平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 40 号 平成 29 年 7 月 13 日平成 29 年規則第 112 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 18 号 平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 28 号
令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規則第 31 号 令和 2 年 10 月 23 日令和 2 年規則第 89 号
令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年規則第 136 号 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 50 号
令和 4 年 4 月 1 日令和 4 年規則第 133 号 令和 5 年 2 月 28 日令和 5 年規則第 7 号
令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 39 号 令和 6 年 8 月 20 日令和 6 年規則第 130 号
令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 31 号 令和 7 年 6 月 27 日令和 7 年規則第 122 号
令和 7 年 10 月 8 日令和 7 年規則第 138 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 告発の受付等(第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 研究機関等における調査及び機構における認定(第 10 条―第 14 条)
- 第 4 章 機構における調査(第 15 条―第 22 条)
- 第 5 章 調査中の一時的措置(第 23 条)
- 第 6 章 不正行為等に対する措置(第 24 条―第 31 条)
- 第 7 章 告発者等の保護、職員の責務その他(第 32 条・第 33 条)
- 第 8 章 雑則等(第 34 条・第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の所掌する競争的研究費等を使用した研究活動において、研究者等が行った不正行為等への対応に関する取扱い及び不正行為等を行った研究者等に対する措置の内容等について定め、もって研究活動を行う研究者等に対する不正行為等の防止並びに研究機関等における責任体制による研究活動の公正の確保及び競争的研究費等の適正な運営管理に資することを目的とする。

(対象者の除外)

第 2 条 この規則は、研究活動を行うことを職務に含む者として機構に直接雇用され、機構内において科学研究費補助金を含む外部機関からの研究費及び運営費交付金等を使用した研究活動に直接従事する者の不正行為等については、対象としないものとし、これらの者の不正行為等に対する対応については、別に定める。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、別途この規則で定義される場合を除き、それぞれ次の各号に定める意味を有する。

- (1) 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
- ア 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- イ 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ウ 盗用
他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (2) 「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的研究費等の使用、競争的研究費等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した競争的研究費等の使用をいう。
- (3) 「不正受給」とは、偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。
- (4) 「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (5) 「競争的研究費等」とは、機構の所掌する競争的研究費その他研究資金(これらに付随する間接経費及び一般管理費等を含む。)をいい、国の行政機関等から受託して委任事務を行う公募型研究資金を除く。
- (6) 「研究機関等」とは、機構が、委託研究契約、委託開発契約、共同研究契約、業務委託契約、協定その他契約を締結、又は助成等し、これらに基づき競争的研究費等を使用した研究活動を行う大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人(機構を除く。)、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、その他実施機関(いずれも再委託契約による実施機関を含む。)をいう。
- (7) 「研究者等」とは、競争的研究費等による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動に参画する者及びこれらに準ずる者をいう。
- (8) 「関係企業等」とは、機構が直接執行した競争的研究費等により機構と取引を行う業者等をいう。
- (9) 「調査」とは、本調査及び予備調査をいう。
- (10) 「予備調査」とは、不正行為等にかかる告発等を受け、告発等の情報を確認し、本調査の前に、当該告発等の内容の合理性及び本調査の可能性等を検討するために、機構又は研究機関等が調べることをいう。
- (11) 「本調査」とは、不正行為等の認定を目的として、不正行為等の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、告発者の悪意の有無等を機構又は研究機関等が正式に調べて明らかにすることをいう。

第2章 告発の受付等
(告発窓口)

第4条 機構において、不正行為等に係る告発(以下「告発」という。)及び相談に対応する窓口(以下「告発窓口」という。)は、法務・コンプライアンス部研究公正課とする。

2 告発窓口以外の役職員等が告発や不正行為等に関する相談を受けたときは、速やかに法務・コンプライアンス部研究公正課に連絡しなければならない。

(告発の受付)

第5条 告発窓口が受け付ける告発は、機構の所掌する競争的研究費等を使用した研究活動において、研究者等が行った不正行為等に係るものに限るものとする。

2 機構は、悪意(不正行為等を行ったとする研究者等(以下「被告発者」という。))が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、次の各号に定める事項について、あらかじめ周知し、告発を行った者(以下「告発者」という。)に対し伝達するものとする。

(1) 告発は原則として第5条第5項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること。

(2) 告発者に調査への協力を求める場合があること。

(3) 調査の結果、悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等がありうること。

(4) 前3号のほか、機構が必要と判断した事項

3 前項に定めるほか、機構は、告発に係る調査の実施を研究機関等に要請するため、機構から当該研究機関等に告発内容を開示する場合があることについて、あらかじめ周知し、告発者に対し伝達するものとする。

4 告発等は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール及び面談等により受け付けるものとする。

5 告発窓口は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとする。ただし、第1号に定める事項に関し、告発者が秘匿の希望を有する場合は、これを尊重する。

(1) 告発者の氏名、所属及び連絡先、並びに当該情報の全部又は一部を機構及び告発の回付先に秘匿することの希望の有無

(2) 被告発者の氏名、所属機関及び職位、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的・合理的理由、不正行為等が行われた機構の事業の名称

(3) 機構以外の研究機関等に対する告発の有無等

6 機構は、告発に関し必要な情報を把握するため、関係する機関に確認を求めることができる。

7 告発窓口は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に、告発を受け付けるものとする。ただし、第1号に掲げる事項の全部又は一部が確認できない場合であっても、第2号から第4号までに掲げる要件をすべて満たしているときは、告発を受け付けることができるものとする。

(1) 告発者の氏名、所属及び連絡先を確認できたこと。

(2) 被告発者の氏名及び所属機関名を確認できたこと。

(3) 不正行為等が機構の所掌する競争的研究費等において行われた可能性が認められたこと。

(4) 不正行為等の態様に一定の具体性が認められ、かつ、不正行為等と考える理由が合理的と認められること。

8 告発窓口は、告発を受け付けたときは、理事長に対し、当該告発について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。

9 告発窓口は、告発を受け付けたときは、その旨を告発者に伝達するものとする。ただし、告発者への伝達が不可能又は著しく困難な場合は、この限りでない。

(相談の取扱い)

第6条 告発窓口は、不正行為等に関する相談を受けたとき、告発に準じてその内容を把握し、当該相談に相当の理由があると認めた場合、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。この場合において、告発の意思があることが確認されたときは、前条第5項から第9項までの定めに従って対応する。

(告発の移送等)

第7条 機構は、告発が、機構の所掌する競争的研究費等に関するものでないときは、機構が適切と判断する機関を告発者に紹介し又は告発者の了解を得て当該機関に当該事案を移送することができるものとする。

(告発に準じた取扱い)

第8条 告発窓口は、次に掲げる各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき又はその疑いが指摘されたときは、告発に準じた取扱いをすることができる。

(1) 国の行政機関、配分機関(研究機関等に対して競争的研究費を配分する機関のうち、機構以外のものをいう。以下同じ。)及び研究機関等による調査

(2) 機構による調査(監事による監事監査及び監査部による内部監査を含む。)

(3) 会計監査法人による監査

(4) 会計検査院による実地検査

(5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として機構が認めたもの

2 告発窓口は、報道又は学会等の研究者コミュニティ、インターネットにより不正行為等の疑いが指摘され、かつ合理的と認められる理由及びその証拠が示される場合、告発に準じた取扱いをすることができる。

3 機構は、前2項の規定により告発に準じた取扱いの対象となる研究者等及び第3章又は第4章の規定による調査により判明した被告発者以外の不正行為等を行った疑いのある研究者等(以下これらの研究者等と被告発者を併せて「被告発者等」という。)、研究機関等及び関係企業等についても、回付、調査、措置等を行うことができる。

(告発等の回付等)

第9条 告発窓口は、第5条第7項に基づき告発を受け付けたとき又は前条に基づき告発に準じた取扱いが必要と判断したときは、当該告発又は告発に準じた取扱いとする情報等(以下「告発等」という。)を速やかに、次の各号に定める調査を行う研究機関等に回付する。

(1) 不正行為又は不正受給に関する告発等は、当該告発等の対象となった研究者等が研究活動を実施した研究機関等が調査を行うことを原則とする。

(2) 不正使用にあつては、当該告発等の対象となった研究者等の競争的研究費を使用した研究機関等が調査を行うことを原則とする。ただし、機構が直接執行した競争的研究費等に係る不正使用に関する告発等は、機構が調査を行う。

(3) 前2号のいずれの規定にもよりがたい場合は、機構及び研究機関等が協議して調査を行う機関を決定するものとする。ただし、協議の結果、機構が不正行為の調査を行うこととなったときは、学協会、研究機関等その他調査を行うことが可能な研究機関等に対し、調査を委託し、又は協力を要請するものとし、この場合における調査の方法については別に定める。

2 第1項により告発等を研究機関等に回付するときは、回付する研究機関等に対して当該研究機関等に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。この場合において、機構は、回付に先立ち、告発者に回付について伝えるものとする。

第3章 研究機関等における調査及び機構における認定

(研究機関等における調査及び機構への報告義務)

第10条 機構は、不正行為等に係る告発等について調査を行う研究機関等に対し、次の各号に掲げる事項を求める。

- (1) 前条により機構が回付した告発等について、予備調査を行うか否かを決定し、速やかにその旨を機構に報告すること。
- (2) 機構の所掌する競争的研究費等に関する不正行為等に係る告発等について、研究機関等があらかじめ定めた期限までに本調査を行うか否かを決定し、速やかにその旨を機構に報告すること。この場合において、不正使用又は不正受給の告発等においては、当該期限を研究機関等が告発等を受け付けた日又は告発等の回付を受け付けた日から30日以内とする。
- (3) 前号の告発等について本調査を行わないことを決定したときは、理由を付して速やかにその旨を機構に報告し、協議すること。
- (4) 研究機関等があらかじめ定めた期限までに本調査の結果を取りまとめた最終の調査報告書を提出すること。この場合において、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査については、当該期限を研究機関等が告発等を受け付けた日又は告発等の回付を受け付けた日から210日以内とする。ただし、いずれの場合も、機構が正当な理由があると認めた場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
- (5) 本調査の結果について、不服申立ての却下を決定した場合又は再調査開始等を決定した場合は、速やかに機構に報告すること。
- (6) 再調査の結果については、研究機関等があらかじめ定めた期限までに最終の調査報告書を提出すること。
- (7) 最終の報告書が第4号及び前号で設定した期限までに提出できないことが見込まれる場合には、報告遅延の理由及び調査報告書の新たな提出期限を記載した書面を当該期限までに提出すること。この場合において、不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査については、中間の調査報告書を併せて提出すること。

(機構の指示等)

第11条 機構は、前条のほか、研究機関等による調査について、次の各号に定める事項を行うことができる。

- (1) 研究機関等が予備調査又は本調査を行わないことを決定した場合に、研究機関等に再検討を求めること。

- (2) 研究機関等に対し、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進捗状況について確認し、必要に応じこれらについて研究機関等に改善を求めること。
- (3) 最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないと認めた場合、再提出を求めること。
- (4) 機構が研究機関等において現地調査を行うこと、その他関係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認めるときに研究機関等に対し、必要な指示や協力要請を行うこと。

(調査認定委員会の設置)

第12条 機構は、次条に掲げる不正行為等の認定を行うため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、調査認定委員会を置く。

(調査認定委員会の任務)

第13条 調査認定委員会は、研究機関等による本調査の結果又は第11条第4号に定める現地調査、ヒアリング、資料等の閲覧及び調査に基づき、次に掲げる事項について認定する。

- (1) 研究機関等の調査が適正に行われたこと。
 - (2) 機構の所掌する競争的研究費等における不正行為等が存在すること。
- 2 調査認定委員会は、前項により認定した結果を理事長に報告するものとする。

(調査認定委員会の構成等)

第14条 調査認定委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 調査認定委員会は、委員長を法務・コンプライアンス部を担当する理事とし、委員を総務部長及び法務・コンプライアンス部長とする。
- 3 前項のほか、調査認定委員会の委員について、理事長が必要に応じて役職員又は外部有識者を委員に指名又は委嘱することができる。この場合において、外部有識者の委員は、前条に定める調査認定委員会の任務に関し、次の各号に定める任務を行う。
 - (1) 不正行為にかかる認定
 - (2) 不正使用にかかる認定
 - (3) 不正受給にかかる認定
- 4 前項に基づき指名又は委嘱を受けた委員の任期は、指名又は委嘱のあった年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第3項に定める委員の任期について、期間を限定して指名又は委嘱することができ、任務が終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。
- 6 委員長及び委員は、告発者、被告発者等又は調査対象となる研究機関等に対し直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 調査認定委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 8 この規則に定める事項のほか、調査認定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

第4章 機構における調査

(機構における予備調査)

第15条 機構は、第9条第1項第2号又は第3号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、不正行為等の事実が明確である等と思料されるときは、予備調査を省略して本調査のみを行うことを決定することができる。
- 3 機構は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者等に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者等の所属機関に通知するものとする。ただし、通知することが不相当と機構が判断した場合はこの限りではない。
- 4 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。
(調査委員会)

第 16 条 機構は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、組織規程第 7 条に基づき、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 調査委員会は、委員長を法務・コンプライアンス部を担当する理事とし、委員を総務部長、法務・コンプライアンス部長、経理部長及び事業支援部長並びに理事長が委嘱する外部有識者とする。このほか、理事長は、必要に応じて役職員を委員に指名することができる。
- 4 不正使用及び不正受給に係る調査委員会については委員 1 名以上、不正行為に係る調査委員会については委員の半数以上を外部有識者としなければならない。
- 5 委員長及び委員は、告発者又は被告発者等若しくは調査対象となる研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。
(委員の通知と異議申立て)

第 17 条 機構は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

- 2 告発者及び被告発者等は、機構が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、機構は異議申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者等に通知するものとする。
(機構における本調査)

第 18 条 調査委員会は、第 15 条第 1 項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為等が行われたか否かその他必要な事項について調査する。

- 2 調査委員会は、研究機関等に調査の一部又は全部を委託し、又は調査を実施する上で必要な協力を求めることができる。
- 3 調査委員会は、必要に応じて、機構の調査対象事業主管部署、告発者、被告発者等その他機構が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。
(弁明の聴取)

第 19 条 調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りではない。

- 2 調査委員会は、告発等が悪意に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、研究機関等が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りでない。

(不正行為等の認定)

第20条 調査委員会は、本調査の結果を取りまとめ、これに基づき、次の各号に定める事項について認定する。

- (1) 機構の所掌する競争的研究費等における不正行為等が存在すること。
- (2) 不正行為等が行われなかったと認定した場合において調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときはその旨。

2 調査委員会は、前項により認定した結果を理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第21条 機構は、告発者、被告発者等その他機構が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

(不服申立て)

第22条 第20条により不正行為等を行ったと認定された被告発者等及び悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から14日以内に機構に趣旨、理由を明らかにして不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、結果について被告発者等及び告発者に通知するものとする。

3 機構は、不正行為に係る不服申立てを受けたときは、文部科学省に報告する。前項による再調査するか否かの決定及び再調査の結果についても同様とする。

第5章 調査中の一時的措置

第23条 機構は、研究機関等又は機構が本調査を行うことを決定した日(不正行為等の事実が確認された時はその日)以降で機構が適当と認める日から第27条に規定する措置が行われるまでの間、被告発者等及び研究機関等に対し、競争的研究費等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的研究費等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。

2 不正行為等が行われなかったと研究機関等又は機構が認定した場合、機構は、前項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者等の名誉を回復する適切な措置を講じるものとする。

第6章 不正行為等に対する措置

(措置検討委員会の設置)

第24条 組織規程第7条に基づき、機構に、措置検討委員会を置く。

(措置検討委員会の任務等)

第25条 措置検討委員会は、第13条又は第20条に基づき認定された不正行為等について、次条に定める者に対してとるべき措置を検討し、その結果を理事長に報告する。

2 措置検討委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 措置検討委員会は、委員長を法務・コンプライアンス部を担当する理事とし、委員を総務部長、法務・コンプライアンス部長、経理部長及び事業支援部長とする。

4 前項のほか、措置検討委員会の委員について、理事長が必要に応じて、役職員又は外部有識者を委員に指名又は委嘱することができる。この場合において、外部有識者の委員は、第1項に定める措置検討委員会の任務に関し、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 不正行為にかかる措置
- (2) 不正使用にかかる措置
- (3) 不正受給にかかる措置
- 5 前項に基づき指名又は委嘱を受けた委員の任期は指名又は委嘱のあった年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3項に定める委員の任期について、期間を限定して指名又は委嘱することができ、任務が終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。
- 7 前項に定める委員長及び委員は、告発者若しくは被告発者等又は第26条第1項及び第2項に定める者が所属する研究機関等及び被認定関係企業等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 8 措置検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 9 この規則に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。
(措置の対象)

第26条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、次の各号に掲げる者又は機関等に対して必要な措置を行う。

- (1) 不正行為に関与し、又は責任を負うと研究機関等が認定した次に掲げる者
 - ア 不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
 - イ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
 - ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為が認定された論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者
- (2) 不正使用及び不正受給に関与し、又は直接関与していないが善管注意義務に違反して使用したと研究機関等又は機構が認定した者
- (3) 前2号に定める者(以下「被認定者」という。)による不正行為等が行われた研究機関等
- (4) 第10条第4号に基づき調査報告書の期間内の提出を機構が求めた場合に正当な理由なく遅延したと機構が認定した研究機関等
- (5) 機構との取引において不正使用に関与したと機構が認定した関係企業等
(措置の実施)

第27条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者若しくは研究機関等又は関係企業等に対して次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る研究活動の執行中止
- (2) 被認定者に係る申請課題の不採択
- (3) 被認定者に係る機構の所掌する競争的研究費等を財源に実施する研究開発事業への申請資格又は参加資格の制限
- (4) 不正行為等に該当する競争的研究費等の返還
- (5) 前条第4号に定める研究機関等へ配分する競争的研究費等(不正行為等に該当する研究資金が属する競争的研究費制度等を範囲とする。)における間接経費措置額の削減
- (6) 研究機関等との競争的研究費等に係る新たな契約の締結停止

- (7) 関係企業等との新たな取引の停止
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める措置
- 2 機構は、前項第3号における資格制限期間に関し、不正行為等の内容等を勘案しつつ、不正行為については別表1に、不正使用及び不正受給については別表2に、それぞれ掲げる範囲内で、措置検討委員会の報告を踏まえて決定する。
 - 3 機構は、第1項に定める措置を行うことを決定したときは、当該措置対象者及びその者が所属する研究機関等、告発者、文部科学省その他必要と思われる者に通知する。
 - 4 第1項に定める措置を行うに際して、当該措置対象者からの弁明及び不服申立ては受けけない。
 - 5 機構は、第1項に定める措置のほか、必要があるときは、研究機関等に対し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。以下「公的研究費ガイドライン」という。)に基づき、(i)文部科学省が研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合、(ii)公的研究費ガイドラインに基づき、文部科学省が研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合、競争的研究費等の間接経費措置額の削減又は配分停止その他必要な措置を講じることができる。
 - 6 第1項第4号における競争的研究費等の返還にかかる取扱いは、別に定める。
(競争的研究費制度に係る制限措置)
- 第28条 機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌するもののうち、内閣府の競争的研究費制度に登録される競争的研究費において不正行為等により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する措置を受けた研究者等について、当該措置の期間(以下この条において「措置期間」という。)、機構の所掌する競争的研究費等への申請資格及び共同研究者等として参加する資格を喪失させるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する措置を受けた研究者等について、当該措置を受けた日以降に開始される機構の所掌する競争的研究費等においても、当該措置の期間、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。
 - 3 機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌するもののうち、内閣府の競争的研究費制度に登録される競争的研究費において不正行為等により措置を受けた研究者等が措置期間内において機構の研究活動において実施している課題又はプロジェクトに参画している場合、研究活動の中止又は当該者による競争的研究費等の使用を禁止するものとする。
 - 4 機構は、国の行政機関等及び配分機関が所掌するもののうち、国費の全部又は一部を原資とする競争的研究費以外の公募型研究資金、運営費交付金その他研究資金において不正行為等により一定の申請資格及び参加資格の制限に関する措置を受けた研究者等を知り得たときは、前3項の競争的研究費制度に準じて取り扱うものとし、当該研究者等に対し、前3項に規定する制限措置を各々適用するものとする。

5 機構は、機構の所掌する競争的研究費等に関し、前条に規定する措置を行う場合には、文部科学省に対し、その内容を連絡するものとする。

(損害賠償の請求)

第 29 条 機構は、被認定者及び研究機関等又は関係企業等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(告訴又は告発、並びに訴訟)

第 30 条 機構は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認められたときは、速やかに所要の手続きをとるものとする。

2 機構は、第 20 条に基づく認定及び第 27 条に基づく措置に関連し訴訟が提起された場合、判決を待たずに措置を行うことができる。

3 前項において、機構は、裁判において機構の認定及び措置が不適切とされたときは、直ちに認定及び措置の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第 31 条 機構は、第 27 条により措置を実施するときは、速やかに公表するものとする。

2 前項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないときは、当該機関名及び所属等を公表しないものとする。

第 7 章 告発者等の保護、職員の責務その他

(告発者及び被告発者の保護)

第 32 条 機構は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発等を行った告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、機構の実施する研究活動の停止又は中止、若しくは当該研究活動における解雇、停職、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 機構は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、機構の実施する研究活動の停止又は中止、若しくは懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第 33 条 機構は、措置結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について外部に漏えいしないよう、役職員等並びに調査認定委員会、調査委員会及び措置検討委員会の委員長及び各委員並びに証言を行った者等の秘密保持を徹底しなければならない。

第 8 章 雑則等

(雑則)

第 34 条 この規則に定めのない事項については、ガイドライン等に沿って、適切に対応するものとする。

(所管)

第 35 条 この規則は、法務・コンプライアンス部研究公正課が所管する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則において、第21条第1項第5号に定める競争的資金等における間接経費措置額の削減措置並びに第21条第5項に定める競争的資金等の配分停止及び競争的資金等における間接経費措置額の削減措置は、不正使用及び不正受給にあつては、機構の平成26年度当初予算以降(前年度からの継続も含む。)における競争的資金等を対象とし、適用する。

附 則(平成27年9月30日平成27年規則第227号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日平成28年規則第69号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日平成29年規則第40号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 研究費の不正使用及び不正受給について、当該行為の発生日が平成24年度以前であるとき、この規則第24条に定める措置においては、別表2の定めにかかわらず、当該行為の発生日において効力を有する規則に定める処分を適用する。

附 則(平成29年7月13日平成29年規則第112号)

この規則は、平成29年7月13日から施行する。

附 則(平成30年3月29日平成30年規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日平成31年規則第28号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日令和2年規則第31号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日令和2年規則第89号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日令和3年規則第136号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日令和4年規則第50号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日令和4年規則第133号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月28日令和5年規則第7号)

この規則は、令和5年2月28日から施行し、改正後の研究活動における不正行為等への対応に関する規則の規定は、令和5年1月29日から適用する。

附 則(令和6年3月25日令和6年規則第39号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月20日令和6年規則第130号)
この規則は、令和6年8月20日から施行する。

附 則(令和7年3月27日令和7年規則第31号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月27日令和7年規則第122号)
この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和7年10月8日令和7年規則第138号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前に設置された各委員会の設置及び委員の任期については、なお従前の例による。

別表1(第27条不正行為関係)

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き	2~3年	

修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	く、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	1～2年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

別表 2(第 27 条不正使用及び不正受給関係)

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年	
	2 1 以外	① 社会への影響が大き く、行為の悪質性も高い と判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さ く、行為の悪質性も低い と判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年	

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合